

令和6年11月29日
海事局安全政策課

海上運送法に基づく指定試験機関の指定について

海上運送法に基づき、安全統括管理者試験及び運航管理者試験を実施する指定試験機関を指定し、公示いたしました。

海上運送法（昭和24年法律第187号）第32条の12に規定する指定試験機関については、令和6年8月19日から令和6年10月18日の期間に募集を行い、1つの団体から申請があったところです。今般、申請があった団体について法律等に定める要件に照らして審査を行った結果、以下の団体を国土交通大臣によって指定し、公示いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 指定試験機関の名称

一般社団法人 海洋共育センター
（代表者：代表理事 畝河内 毅）

2. 指定試験機関の住所

広島県尾道市土堂1丁目10番13号

3. 試験事務を行う事務所の所在地

広島県尾道市土堂1丁目10番13号

4. 試験事務の開始の日

令和7年4月1日（火）

【問い合わせ先】

海事局 安全政策課 佐藤、田村（内線43-266、43-567）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8631